





## 目次

1	館名	1
2	所在地	1
3	電話番号	1
4	開館時間・休館日	1
5	図書館の沿革	1
6	敷地・建物	3
7	組織	4
	(1) 機構・組織	4
	(2) 職員（配置）数	4
8	福山市図書館協議会委員	5
9	運営方針	5
	(1) 市民の学びの場	5
	(2) 地域の情報拠点	5
	(3) 市民の交流の場	5
10	人口・面積	5
11	予算	5
12	図書館資料	6
13	図書館サービス	7
	(1) 分類・目録	7
	(2) 個人貸出	7
	(3) 団体貸出	8
	(4) 移動図書館サービス	8
	(5) レファレンス（参考業務）サービス	9
	(6) 複写サービス	9
	(7) 相互貸借サービス	9
	(8) ビジネス支援サービス	9
	(9) インターネット・データベース提供サービス	9
	(10) 児童サービス	10
	(11) ヤングアダルト（中学生，高校生）サービス	10
	(12) 高齢者サービス	10
	(13) 障がい者サービス	11
	(14) 多文化サービス	11
	(15) 定例行事	11
	(16) 関連行事	11
	(17) 学校・他機関との連携	12
14	開館日数	12
15	行事及び事業の実施状況	12
	(1) 展示会	12
	(2) 講演会	13
	(3) おはなし会	14
	(4) 工作教室	14
	(5) コンサート・演劇・ビデオ上映会など	14
	(6) 講座	14

(7) その他の行事及び事業	1 5
(8) 図書館見学	1 5
(9) 職場体験・インターンシップ	1 5
1 6 図書館の刊行物	1 6
1 7 広報活動	1 6
• 福山市図書館条例	1 8
• 福山市図書館規則	2 4
• 図書館への案内図	3 1

## 1 館名

福山市中央図書館  
 福山市松永図書館  
 福山市北部図書館  
 福山市東部図書館  
 福山市沼隈図書館  
 福山市新市図書館  
 福山市かんなべ図書館

## 2 所在地

福山市霞町一丁目10番1号(〒720-0812)  
 福山市松永町三丁目1番29号(〒729-0104)  
 福山市駅家町大字近田60番地1(〒720-1133)  
 福山市伊勢丘六丁目6番1号(〒721-0915)  
 福山市沼隈町大字常石1810番地(〒720-0313)  
 福山市新市町大字新市1061番地1(〒729-3103)  
 福山市神辺町大字川北1155番地1(〒720-2123)

## 3 電話番号

福山市中央図書館	(084) 932-7222	F A X (084) 928-8592
福山市松永図書館	(084) 933-3770	〃 (084) 933-0279
福山市北部図書館	(084) 976-4822	〃 (084) 976-8462
福山市東部図書館	(084) 940-2575	〃 (084) 940-2581
福山市沼隈図書館	(084) 987-5630	〃 (084) 987-3611
福山市新市図書館	(0847) 52-5551	〃 (0847) 52-2028
福山市かんなべ図書館	(084) 962-5053	〃 (084) 963-7288

## 4 開館時間・休館日

館名	開館時間	休館日
福山市中央図書館	午前10時～午後7時	毎月第2火曜日, 年末年始(12月29日～1月3日), 特別整理期間
福山市松永図書館	(月～金) 午前10時～午後7時 (土・日・祝) 午前10時～午後6時	毎月第3火曜日, 年末年始(12月29日～1月3日), 特別整理期間
福山市北部図書館		
福山市東部図書館		
福山市沼隈図書館		
福山市新市図書館		
福山市かんなべ図書館		

## 5 図書館の沿革

### <福山市中央図書館>

1948年(昭和23年)12月	福山市民館の二階に図書室として発足
1954年(昭和29年)4月	独立図書館建設と図書の充実を目標として福山市立図書館設置期成同盟を設立
1960年(昭和35年)4月	福山市立図書館条例が制定され, 独立した図書館を設置
1960年(昭和35年)7月	福山市民館を改造し, 独立した図書館として発足
1963年(昭和38年)10月	移動図書館発足
1972年(昭和47年)12月	新館建築着工
1973年(昭和48年)10月	竣工開館し, 福山市民図書館と改称
2006年(平成18年)6月	(仮称)中央図書館建築着工
2008年(平成20年)7月	7月1日竣工開館し福山市中央図書館と改称(まなびの館ローズコム内)

### <福山市松永図書館>

1906年(明治39年)11月	松永尋常小学校内に図書閲覧所を設ける
1910年(明治43年)6月	松永町立図書館となる
1931年(昭和6年)2月	文部大臣表彰を受ける
1943年(昭和18年)5月	5月10日火災により全焼
1951年(昭和26年)11月	11月3日図書館法による松永町立図書館設置
1954年(昭和29年)3月	市制施行により松永市立図書館と改称
1966年(昭和41年)5月	5月1日福山市と合併により福山市立図書館松永分館となり, 福山市立松永図書館と改称
1977年(昭和52年)10月	新館建築着工

1978年(昭和53年)5月 竣工開館し福山市松永図書館と改称  
2006年(平成18年)6月 新館建築着工(福山市西部市民センター内)  
2008年(平成20年)4月 4月25日新館開館

<福山市北部図書館>

1988年(昭和63年)11月 新館建築着工  
1989年(平成元年)4月 新設図書館開設準備室発足  
1989年(平成元年)10月 10月21日開館

<福山市東部図書館>

1998年(平成10年)9月 新館建築着工(福山市東部市民センター内)  
2000年(平成12年)7月 7月3日開館(福山市東部市民センター内)

<福山市沼隈図書館>

1996年(平成8年)10月 ぬまくまガーデンアリスト着工  
1997年(平成9年)7月 ぬまくまガーデンアリスト竣工  
1998年(平成10年)4月 4月1日開館  
2005年(平成17年)2月 2月1日福山市と合併により福山市沼隈図書館となる

<福山市新市図書館>

2005年(平成17年)2月 新市支所改修工事着工(福山市新市支所)  
2005年(平成17年)10月 10月1日開館(福山市新市支所2階)

<福山市かんなべ図書館>

1993年(平成5年)3月 神辺町文化会館基本構想策定  
1994年(平成6年)6月 文化会館に図書館併設決定  
1995年(平成7年)3月 神辺町文化会館, 図書館新築工事着工  
1996年(平成8年)7月 神辺町文化会館, 図書館新築工事完成  
1996年(平成8年)11月 11月6日落成記念式挙行, 同日開館  
2006年(平成18年)3月 3月1日福山市と合併により福山市かんなべ図書館となる

<福山市中央図書館水呑分室>

1922年(大正11年)9月 水呑村小学校内に開設  
1926年(大正15年)4月 水呑村出身で大阪在住の実業家山本源吉の寄付により校庭に独立図書館を建設  
1956年(昭和31年)9月 福山市と合併により市立水呑図書館となる  
1960年(昭和35年)4月 市立図書館水呑分館と改称  
1970年(昭和45年)4月 水呑公民館内へ移転により分室と改称  
1979年(昭和54年)5月 水呑公民館新築により現在地に移転  
2018年(平成30年)3月 水呑交流館図書室への移行に伴い分室廃止

<開館時間・休館日の変遷>

1996年(平成8年)4月 休館日変更 第3日曜日を月曜日に(全館)  
1997年(平成9年)4月 館内整理日変更 毎月月末日を第一金曜日に(全館)  
1999年(平成11年)4月 開館時間延長 午前10時~午後7時(中央)  
(火~金) 午前10時~午後7時  
(土・日) 午前10時~午後6時(松永・北部)  
2000年(平成12年)7月 休館日変更 月曜日を金曜日に(松永・北部)  
2002年(平成14年)5月 土・日曜日の祝日を開館(全館)  
2003年(平成15年)4月 1月1日を除く祝日を開館(全館)  
2004年(平成16年)4月 館内整理日変更 毎月第1金曜日を第1月曜日に(中央)  
2008年(平成20年)7月 定例休館日を廃止 館内整理日を第2火曜日に(中央)

2011年(平成23年)4月 地域館の定例休館日を廃止 館内整理日を第3火曜日に

<広域利用の変遷>

1996年(平成8年)4月 福山・府中広域行政事務組合管内(2市9町1村)の住民に個人貸出範囲を拡大  
 1997年(平成9年)8月 尾道市との個人貸出の相互利用を開始  
 2001年(平成13年)2月 笠岡市との個人貸出の相互利用を開始  
 2002年(平成14年)4月 井原市との個人貸出の相互利用を開始  
 2011年(平成23年)7月 三原市との個人貸出の相互利用を開始  
 2012年(平成24年)8月 世羅町との個人貸出の相互利用を開始

<貸出・システム関係の変遷>

1993年(平成5年)11月 カセットブック貸出開始(中央)  
 1994年(平成6年)2月 CD, ビデオ貸出開始(中央)  
 1995年(平成7年)3月 カセットブック, CD, ビデオの貸出開始(松永・北部)  
 1996年(平成8年)9月 個人貸出一人3点を5点に増(全館)  
 2000年(平成12年)2月 全館コンピューター導入ネットワーク化  
 2000年(平成12年)2月 個人貸出一人5点を10点に増, 視聴覚資料2点を3点に増(全館)  
 2003年(平成15年)4月 ホームページ開設, インターネットによる蔵書公開・予約開始(全館)  
 2005年(平成17年)11月 来いぶらりネットに参加. 県内の参加館の蔵書検索が一元化された  
 2006年(平成18年)3月 DVDの貸出開始(松永・北部・東部・新市)  
 2006年(平成18年)9月 DVDの貸出開始(沼隈)  
 2007年(平成19年)3月 DVDの貸出開始(中央)  
 2008年(平成20年)4月 ICタグシステム導入(松永)  
 2008年(平成20年)7月 ICタグシステム導入(中央)  
 2009年(平成21年)9月 ICタグシステム導入(東部)  
 2010年(平成22年)7月 ICタグシステム導入(北部・沼隈・新市・かんなべ)  
 2012年(平成24年)4月 広報デジタルアーカイブ公開  
 2012年(平成24年)12月 新聞デジタルアーカイブ公開(中央図書館内の専用パソコン)  
 2019年(令和元年)12月 個人貸出一人視聴覚資料3点を5点に増(全館)  
 2020年(令和2年)7月 電子図書貸出サービス開始(3年間の試行)

<新型コロナウイルス感染症対策(以下コロナ対策)の変遷>

2020年(令和2年)3月 3月2日からサービスの一部休止(予約資料の貸出, 資料の返却, 予約・リクエストの受付, 貸出期間の延長のみ利用可能)  
 2020年(令和2年)5月 5月11日からサービス制限の一部緩和(館内図書の閲覧が可能に)  
 2020年(令和2年)5月 5月25日サービス制限の解除 不特定多数が集まる行事は中止, 又は人数制限を実施

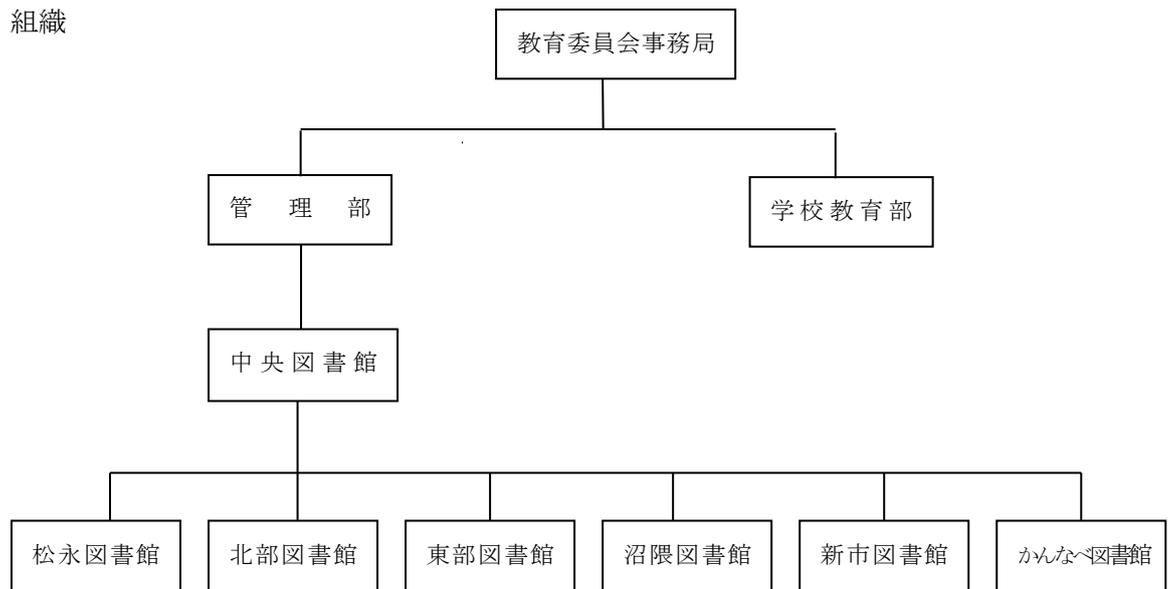
6 敷地・建物

構 造		敷 地 面 積	建 物 面 積	
			建 築 面 積	延べ床面積
中央	まなびの館ローズコム 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造地下1階地上4階	4,837.89 m <sup>2</sup>	3,862.51 m <sup>2</sup>	9,807.84 m <sup>2</sup>
	図書館(1階から3階)			4,812.67 m <sup>2</sup>
松永	福山市西部市民センター 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建	11,600.26 m <sup>2</sup>	3,943.59 m <sup>2</sup>	8,768.09 m <sup>2</sup>
	図書館(東館1階)			1,181.30 m <sup>2</sup>

構 造		敷地面積	建 物 面 積	
			建 築 面 積	延べ床面積
北部	鉄筋コンクリート造2階建	2,412.35 m <sup>2</sup>	717.41 m <sup>2</sup>	1,127.82 m <sup>2</sup>
東部	福山市東部市民センター 鉄筋コンクリート造2階建	15,228.58 m <sup>2</sup>	4,351.41 m <sup>2</sup>	6,106.44 m <sup>2</sup>
	図書館			1,348.64 m <sup>2</sup>
沼隈	鉄筋コンクリート造瓦葺き2階建（ぬまくま交流館併設）	2,556.87 m <sup>2</sup>	819.79 m <sup>2</sup>	1,498.73 m <sup>2</sup>
	図書館（1階）			500.90 m <sup>2</sup>
新市	福山市新市支所 鉄筋コンクリート造 3階建	5,352.92 m <sup>2</sup>	1,637.94 m <sup>2</sup>	3,480.98 m <sup>2</sup>
	図書館（2階）			382.40 m <sup>2</sup>
かんなべ	鉄筋、鉄骨コンクリート造1階建	17,126.00 m <sup>2</sup> (文化館と併設)	1,001.41 m <sup>2</sup>	1,001.41 m <sup>2</sup>

## 7 組織

### (1) 機構・組織



### (2) 職員（配置）数

（2021年（令和3年）4月1日現在）（単位：人）

組 織	項 目						
	職 員 配 置						
	館 長	副館長・次長	主 事	司 書	技術員	会計年度 任用職員	計
中 央 図 書 館	1	4 (3)	2 (0)	9 (9)	2	23 (21)	41 (33)
松 永 図 書 館	1 (1)			1 (1)		8 (8)	10 (10)
北 部 図 書 館	1 (1)			1 (1)		8 (8)	10 (10)
東 部 図 書 館	1 (1)			2 (2)		12 (12)	15 (15)
沼 隈 図 書 館	1 (1)			1 (1)		4 (4)	6 (6)
新 市 図 書 館	1 (1)			2 (2)		4 (4)	7 (7)
か ん な べ 図 書 館	1 (1)			1 (1)		8 (8)	10 (10)
合 計	7 (6)	4 (3)	2 (0)	17 (17)	2	67 (65)	99 (91)

※（ ）はうち司書有資格

## 8 福山市図書館協議会委員

2021年(令和3年)7月1日現在

名 前	選 出 団 体	名 前	選 出 団 体
四良丸 優子	福山市公立小学校長会	広川 良子	福山文化連盟
西川 紫	福山市公立中学校長会	塩川 一男	福山市子ども会育成協議会
中原 健次	広島県公立高等学校長協会福山支部	加納 三千子	学 識 経 験 者
藤井 眞弓	福山市女性連絡協議会	倉田 秀孝	学 識 経 験 者
永井 康浩	福山市PTA連合会	清原 昭子	学 識 経 験 者

\*任 期：2020年(令和2年)7月1日～2022年(令和4年)6月30日

## 9 運営方針

### (1) 市民の学びの場

図書館は、幼児から高齢者まで、あらゆる市民が本に親しみ、本を読む楽しさを知り、仕事や生活に役立つ情報を得たり、知識・情報を深めることができる学びの場としての役割を果たす。

市民の暮らしに役立ち、学習や仕事を手助けし、生活の質を豊かにする施設として市民ニーズに的確に応えられる環境の整備を図る。

### (2) 地域の情報拠点

インターネットの普及をはじめとする情報通信技術の進展とともに、市民の情報入手方法や情報ニーズが変わりつつある。地域の情報拠点として今までの活字資料の充実に加えて、情報通信技術を活用した情報の収集・提供機能の高度化を図る。

### (3) 市民の交流の場

図書館は、多くの市民が集う場である。市民は、資料に出会うと同時に、さまざまな人と出会う交流の場でもある。読書会などの行事を通じて人と人とが出会う機会の創出を図る。

## 10 人口・面積(2021年(令和3年)4月1日現在)

人 口	面 積
465,402 人	517.72 km <sup>2</sup>

## 11 予算

(単位：千円)

項 目	年 度	2020年度 (令和2年度) 予算	2021年度 (令和3年度) 予算
一 般 会 計		173,790,000	176,680,000
教 育 費		23,679,225	22,549,064
図 書 館 費		527,871	524,834
A 人 件 費		412,279	408,998
B 資 料 費		59,605	59,495
(a) 図 書 購 入 費		54,075	54,075
(b) 雑 誌 新 聞 購 入 費		5,530	5,420
C そ の 他		55,987	56,341

## 1 2 図書館資料

### (1) 収書方針

備後の中核市として発展し、広域化する福山市の図書館として、住民の生活に役立つ教養、芸術文化の向上、情報の正確迅速な提供を目的として資料の収集を行なう。

### (2) 収集状況（2021年（令和3年）3月31日現在）

#### ア 図書

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合計
0 総記	10,512	1,847	1,975	2,450	1,039	540	2,099	182	20,644
1 哲学・宗教	15,905	2,754	2,265	4,422	1,669	1,113	3,165	722	32,015
2 歴史・地誌	33,487	6,061	5,224	8,482	3,280	1,826	6,498	742	65,600
3 社会科学	55,658	8,370	8,312	13,553	5,949	2,744	11,806	1,511	107,903
4 自然科学	25,992	4,931	4,373	7,406	2,818	2,072	6,134	1,705	55,431
5 工学	33,622	6,243	6,805	12,212	4,776	3,056	7,884	4,922	79,520
6 産業	14,141	2,348	2,355	3,451	1,810	1,134	3,086	966	29,291
7 芸術	33,960	6,829	10,377	14,246	4,299	4,119	8,954	2,435	85,219
8 語学	5,190	1,083	861	1,482	756	381	1,525	283	11,561
9 文学	96,819	25,026	22,081	37,427	15,502	9,907	25,031	14,514	246,307
マンガ・コミック	17,818	9,546	2,120	6,056	2,567	952	3,537	27	42,623
児童資料	87,997	35,580	29,572	38,288	22,439	15,579	29,553	17,023	276,031
郷土資料	27,284	9,126	5,521	4,468	3,244	1,998	4,129	1	55,771
参考資料	25,524	2,024	1,251	1,531	1,041	516	1,827	7	33,721
外国語資料	3,921	926	34	630	107	95	507	0	6,220
点字資料	2,902	0	70	0	1	0	0	0	2,973
行政資料	121	0	0	0	0	0	0	0	121
移動図書館	45,040								(45,040)
合計	535,893	122,694	103,196	156,104	71,297	46,032	115,735	(45,040)	1,150,951

※（ ）は中央図書館の数を含む

#### イ 視聴覚資料

(単位：点)

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合計
カセットテープ	746	173	3	0	123	0	59	26	1,130
ビデオテープ	1,904	1,027	197	619	201	39	326	12	4,325
CD	6,457	2,171	1,653	2,531	1,135	1,321	2,169	2	17,439
DVD	3,648	701	868	1,355	367	447	788	319	8,493
LD	0	0	0	0	49	0	0	0	49
移動図書館	359								(359)
合計	13,114	4,072	2,721	4,505	1,875	1,807	3,342	(359)	31,436

#### ウ 電子図書

(単位：点)

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合計
日本語資料	12,197								12,197
外国語資料	20,712								20,712
合計	32,909								32,909

#### エ 全蔵書冊数

(単位：点)

館名 分類	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かんなべ図書館	移動図書館	合計
2020年度 (令和2年度) 全蔵書冊数	581,916	126,766	105,917	160,609	73,172	47,839	119,077	(45,399)	1,215,296

オ 雑誌・新聞類（2021年（令和3年）3月31日現在購読中のもの）

館名		中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合計
雑誌	購入	187	52	57	93	38	34	52	513
	寄贈	87	3	6	3	5	1	2	107
	スポンサー	6	1	1	1	1	1	1	12
	計（誌）	280	56	64	97	44	36	55	632
新聞	購入	16	11	9	10	8	10	8	72
	寄贈	11	4	7	8	3	5	4	42
	計（紙）	27	15	16	18	11	15	12	114

1.3 図書館サービス

図書、新聞、雑誌、参考図書、郷土資料、行政資料、視聴覚資料、点字資料、電子図書等を提供する。

(1) 分類・目録

ア NDC新訂第10版

イ 電算目録OPAC（利用者開放端末）による検索

(2) 個人貸出

ア 一人10点（視聴覚資料5点を含む）まで、期限は2週間以内

イ 貸出をうけられるのは、市内に住んでいるか、市内に通勤・通学している者、及び府中市、神石高原町、尾道市、笠岡市、井原市、三原市、世羅町に住んでいる者

ウ 年齢制限はない。

エ 電子図書は一人2点まで、期間は2週間以内とし、貸出をうけられるのは福山市図書館貸出券を所持している者

●個人貸出の状況(2020年度(令和2年度))

区分		館名									合計	
		中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	移動 図書館	電子図書 サービス		
個人 貸出 の 状 況	登録者 数 累 計	一般	101,279	25,716	30,321	45,630	6,839	5,503	19,977	5,061	240,326	
		～15歳	8,393	2,706	2,146	4,312	849	826	2,914	431	22,577	
		計	109,672	28,422	32,467	49,942	7,688	6,329	22,891	5,492	2,205	262,903
	貸出利用者数		242,366	68,470	50,534	119,933	18,805	20,806	75,082	7,775	2,009	605,780
	貸出 点 数	一般図書	596,157	167,970	131,202	318,707	40,698	45,753	173,891	38,372	4,485	1,517,235
		児童図書	301,204	86,087	62,212	141,557	25,837	21,296	100,610	20,766	1,934	761,503
		視聴覚資料	30,954	9,408	8,814	18,233	3,642	3,905	10,479	890		86,325
		計	928,315	263,465	202,228	478,497	70,177	70,954	284,980	60,028	6,419	2,365,063
予約処理件数		201,590	57,923	38,597	81,747	14,105	19,277	64,668	10,458		488,365	

※コロナ対策のため4月1日から5月10日まで予約貸出のみ実施

(3) 団体貸出

ア 地域職域の団体・各公民館・学校等関係団体を対象に資料の貸出を行う。貸出期間は2ヶ月、貸出冊数は250冊以内

●団体貸出の状況（2020年度（令和2年度））

区分		館名	中央図書館	松永図書館	北部図書館	東部図書館	沼隈図書館	新市図書館	かななべ図書館	合計
		登録団体数	44	18	17	25	8	16	12	140
団体貸出の状況	貸出冊数	一般図書	4,490	206	456	324	345	68	691	6,580
		児童図書	13,005	4,351	4,820	4,610	882	1,875	2,896	32,439
		計	17,495	4,557	5,276	4,934	1,227	1,943	3,587	39,019

※コロナ対策のため4月1日から5月10日までサービス休止

イ 一般の団体貸出とは別に、福山市内の小中学校における総合学習および読書活動を支援することを目的として、中央図書館団体室で、対象学年別・主題別に作成したセットを貸出

●団体室セット貸出の状況（2020年度（令和2年度））

登録団体数	貸出冊数
74	27,429



6代目のぞみ号  
2015年（平成27年）  
9月より運行開始

(4) 移動図書館サービス

移動図書館車により1ヶ月に1回59箇所の巡回場所で、貸出を行う。

ア 巡回場所設置のめやす

- (ア) 図書館からの直線距離が2km（中央館は3km）以上あること。
- (イ) 現在巡回中の場所から直線で1km以上離れていること。

●移動図書館の巡回場所

2021年（令和3年）4月1日現在

瀬戸公民館	J A 赤坂支店	J A 津之郷支店
旧川口保育所	J A 箕島出張所	新涯公民館
神村公民館	高西公民館	藤江公民館
光寿園	西山手保育所	山手県営住宅21号棟西
熊野公民館	能登原公民館	内浦小学校
加茂コミュニティセンター	妙永寺駐車場	山野中学校
J A 千田支店	ファミリーマート福山千田一丁目店	向陽第1公園
旧服部小学校	服部南保育所	網引公民館
下三谷広場	中条公民館	沼隈特別支援学校
竹尋公民館	御野公民館	福田公民館
鞆コミュニティセンター	舟入公園	新涯第10公園
曙公園	J A 手城支店	明王台中央公園
県住日吉台13号館南	東部第8公園	ゆめみが丘第2公園
坪生公民館	野々浜公民館	大津野第1公園

(5) レファレンス（参考業務）サービス

研究や調査のために必要な資料を提供し、日常生活の中でわからないことや調べたいことなどの相談に応じる。

●レファレンス（参考業務）の状況（2020年度（令和2年度））（単位：回）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
口頭	1,871	746	423	842	206	208	728	5,024
電話	73	4	15	25	1	32	13	163
文書	27	0	0	0	0	0	0	27
計	1,971	750	438	867	207	240	741	5,214

※コロナ対策のため4月1日から5月24日まで口頭・電話でのサービス休止

(6) 複写サービス

研究・調査などの目的に応じて、図書館資料を著作権法が定める範囲内で複写し、提供する。

●複写サービスの状況（2020年度（令和2年度））（単位：枚）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
計	17,440	1,341	596	2,170	441	241	1,361	23,590

※コロナ対策のため4月1日から5月24日までサービス休止

(7) 相互貸借サービス

目的に応じて、国内の図書館間で相互貸借を行い、資料を提供する。

●相互貸借の状況（2020年度（令和2年度））

館 名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
借 受	件数	452	84	118	205	108	50	1,129
	冊数	508	102	172	218	108	58	1,285
貸 出	件数	755	1	1	2	0	0	763
	冊数	1,146	1	1	2	0	0	1,154

(8) ビジネス支援サービス（中央図書館）

起業される方や、会社の経営の改善を考えられている方を対象としたビジネス支援コーナーの設置とビジネス相談会を開催

ア ビジネス相談会（2020年度（令和2年度））

(ア) 中小企業診断士協会（毎月第4土曜日 13:00～18:00）年間 6回・相談10件

※コロナ対策のため4・5月は中止

(イ) ボランティアによる相談（毎週水曜日 13:00～16:00）年間 0回・相談 0件

※コロナ対策のため4・5月は中止

(9) インターネット・データベース提供サービス（データベースは中央図書館のみ）

ア インターネットや新聞、雑誌、企業情報などのデータベースを閲覧できるパソコンを設置

イ インターネットが閲覧できるパソコンを全館に設置（2012年3月から）

●インターネット・データベースの利用状況（2020年度（令和2年度））（単位：件）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
データベース	384	-	-	-	-	-	-	384
インターネット	4,789	1,246	1,080	2,074	258	124	956	10,527
合 計	5,173	1,246	1,080	2,074	258	124	956	10,911

※コロナ対策のため4月1日から5月24日までサービス休止

(10) 児童サービス

ア おはなしのじかん

児童を対象に、読書意欲、読書習慣を深めていくため、ストーリーテリング、読み聞かせなどを行う。

- (ア) 毎週土曜日 14:00～14:30 (沼隈, 新市, かなべ図書館)  
14:30～15:00 (中央図書館)  
15:00～15:30 (松永, 北部※2, 東部図書館)

※コロナ対策のため4～7月は開催中止, 8月以降は規模を縮小して開催

※2 10月から14:00～開催

- (イ) まいにちのおはなしのじかん 14:30～14:45 (中央図書館)

※コロナ対策のため2020年度は開催中止

- (ウ) ゆうがたのおはなしのじかん 16:30～16:45 (中央図書館)

※コロナ対策のため2020年度は開催中止

- (エ) その他ボランティア等によるおはなしのじかん

- a 中央図書館 「おはなしのじかん」

(ボランティア「ふくろうの会」による) 毎週土曜日 11:00～11:30

- b 北部図書館 「ボランティアおはなし会」

(ボランティア「しゃぼんだま」による) 第3土曜日 10:30～11:00

- c かなべ図書館 「おはなしのじかん」

(ボランティア「朗読ひまわり」による) 第2土曜日 14:00～14:30

※コロナ対策のため2020年度は開催中止

イ あかちゃんといっしょのおはなし会

おはなしの世界に親んでもらうため、乳幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせ、手あそび等を実施する。

- (ア) 中央図書館 毎週木曜日 11:00～11:20

- (イ) 松永, 北部, 東部, 沼隈, 新市, かなべ図書館 毎月2回 11:00～11:30

※コロナ対策のため2020年度は開催中止

ウ 絵本と出会うふれあい事業

2002年(平成14年)8月から、保健事業実施課と連携し各図書館エリア内の乳幼児相談会場に出向き、保護者にあかちゃん絵本を読み聞かせることの大切さ、絵本の紹介、楽しむためのポイントを伝える。

- (ア) 対象: 8か月, 9か月の乳児及びその保護者

※コロナ対策のため2020年度は開催中止

エ 英語のおはなし会

児童を対象に、英語と日本語で絵本の読み聞かせや手遊びなどを行う。

- (ア) 北部図書館 「えいごdeおはなし」

(ボランティアによる) 毎月第1土曜日 10:30～11:00

- (イ) かなべ図書館 「英語でたのしいおはなし会」 毎月第3土曜日 11:00～11:30

※コロナ対策のため2020年度は開催中止

(11) ヤングアダルト(中学生, 高校生) サービス

中学生, 高校生の世代が親しみやすい資料で構成するヤングコーナーを設置

(12) 高齢者サービス

拡大読書器などの整備と大活字本を整備

(13)障がい者サービス

ア 宅配サービス

障がいのある人の館外利用を促進するため、図書・点字資料等の宅配による貸出を行う。

●宅配サービスの状況（2020年度（令和2年度））（単位：点）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
貸出回数	71	46	12	14	11	-	-	154
貸出点数	866	512	88	194	159	-	-	1,819

イ 郵送サービス

視覚障がいのある人の館外利用を促進するため、音声・点字資料等の郵送による貸出を行う。

●郵送サービスの状況（2020年度（令和2年度））

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
貸出回数	-	-	-	-	-	-	11	11
貸出点数	-	-	-	-	-	-	30	30

ウ 対面朗読サービス（中央図書館）

音声読みあげパソコン、拡大読書器、デジタイズ再生録音機等を設置するとともに、対面朗読室で対面朗読を行う。

エ 聴覚障がい者サービス（中央図書館）

手話通訳のできる職員を配置

オ 視覚障がい者サービス（中央図書館）

デジタイズ図書を整備

(14)多文化サービス

外国語の資料を収集し、国際コーナー（外国語コーナー）を設置

(15)定例行事

ア サロンコンサート（東部図書館）

毎月第4火曜日 14:00～14:30

※コロナ対策のため2020年度は開催中止

イ 読書会

毎月1回の例会を行い、感想や意見の交換を行う。

(ア) 東部図書館

a 本を楽しむ会

偶数月第2火曜日 10:30～12:00

b 古典の朗読を楽しむ会

奇数月第2火曜日 10:30～12:00

※コロナ対策のため4・5月は開催中止

(イ) かんなべ図書館

a かんなべ読書会

毎月第3金曜日 13:30～15:00

※コロナ対策のため4・5月は開催中止

(16)関連行事

図書館法第3条及び福山市図書館条例第3条に基づき、読書会への支援を行う。

ア 中央図書館

(ア) 読書グループ「あしの会」

毎月第2金曜日 13:00～15:00

※コロナ対策のため4～6月は開催中止

イ 松永図書館

(ア) 松永読書会

毎月第3月曜日 10:00～12:00

※コロナ対策のため4・5月は開催中止

(17) 学校・他機関との連携

学校などの他機関に出向き、ブックトークや講習（図書に関する指導や助言など）を行う。

●学校・他機関との連携状況（2020年度（令和2年度））（単位：件）

館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
おはなし会	-	-	-	1	-	-	-	1
ブックトーク	-	-	-	2	-	-	6	8
講習	7	2	-	2	1	1	1	14
計	7	2	-	5	1	1	7	23

1.4 開館日数（2020年度（令和2年度））

中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館
342	343	343	343	343	343	343

1.5 行事及び事業の実施状況（2020年度（令和2年度））

(1) 展示会

開催館	開催期間	テーマ
巡回展		子ども司書POP展
		つまようじアート「常夜灯」展示
全館 同時展	8月 1日～ 8月15日	戦争と平和について考えよう
	10月14日～10月31日	囲碁・韓国に関する資料の展示
	12月 1日～12月10日	人権に関する本の展示
中央 図書館	6月10日～ 7月13日	本の歴史～粘土板から電子図書まで～
	7月15日～ 8月10日	NO MUSIC, NO LIFE
	9月 9日～10月12日	ヒラメキ！ヒタムキ！トキメキ！ 未来をひらく科学本の世界
	10月14日～11月 9日	新しい公園づくりがはじまっています
	11月11日～12月 7日	家読を楽しもう！
	12月 9日～ 1月26日	年末年始はミステリーとともに
	2月 2日～ 3月 8日	詩は言葉の宝箱
	3月10日～ 4月12日	#Go To 読書
松永 図書館	6月17日～ 7月20日	おうちでおはなし会
	7月22日～ 8月31日	夏を涼しく過ごす
	9月 5日～10月19日	秋にぴったり！おいしい本
	11月 1日～11月30日	長い夜に一冊いかが？ 11月生まれの偉人・有名人たち
	2月 1日～ 3月15日	強いからだをつくる！
北部 図書館	6月17日～ 7月20日	小説の楽しみ
	7月22日～ 8月17日	別所砂留

開催館	開催期間	テーマ
北部 図書館	7月22日～ 8月31日	夏休みお役立ち本
	8月19日～ 9月14日	としょかndeZOO（としょかんでどうぶつえん）
	10月21日～11月16日	見て楽しむ 御朱印めぐり
	11月18日～12月14日	冒険の扉を開こう！ ～岩波少年文庫創刊70年に寄せて～
	1月 4日～ 2月24日	書のたしなみ
	3月 2日～ 3月15日	北部図書館発！鉄道の旅
東部 図書館	9月16日～10月19日	みんなだいすき！ほんのなかのおともだち！！
	10月21日～11月16日	健康について考えよう
	12月16日～ 1月18日	おかげさまで20周年！
	2月22日～ 3月15日	Zooっとだいすき動物園
	3月17日～ 4月19日	移動文学展「郷土の女性作家が描いた瀬戸内・備後」
沼隈 図書館	7月17日～ 7月31日	図書展「遠くに行けないなら手紙を書こう」
	8月 1日～ 8月20日	図書展「おいしく食べて夏をのりきろう！」
	9月 8日～10月 4日	コロナに負けないぞ！書道展
	10月 9日～10月30日	韓国・ハングル書道展
	11月 5日～11月27日	図書展「ビジネスコミュニケーションを高める本」
	12月 2日～12月28日	うっとり切り絵のどうぶつ展
	1月 5日～ 1月31日	第10回『干支を書く』書展
	2月 1日～ 2月24日	エンジョイ読書・中学生がすすめる本POP展 2021
新市 図書館	3月17日～ 5月10日	暮らしの中のデザイン 榮久庵憲司と新市出身の芸術家たち（新市支所ロビー）
	6月10日～ 6月29日	図書館から考えるSDGsってなに？
	7月 4日～ 7月31日	今こそ読もう！時代小説
	8月 1日～ 8月31日	夏のチャレンジ おうえんします
	9月 1日～ 9月30日	癒しのある暮らし
	10月 1日～10月30日	たっぷりミステリー
	11月 1日～11月29日	むかしの道具
	12月 1日～12月27日	銀幕のスターたち
	1月 4日～ 1月30日	武将の遺したモノたち
	2月 1日～ 3月15日	フレイルって何なん？
	3月17日～ 4月19日	教科書にのったおはなし展
かんなべ 図書館	7月22日～ 8月17日	図書館でしらべて発見！まなんで発見！
	8月19日～ 9月14日	はじめての城めぐり
	9月16日～10月19日	漢詩人・菅茶山を知ろう
	10月21日～11月16日	出藍の誉れ～紺からデニムへ～
	11月18日～12月14日	ファンタジーの世界へ ～読んで楽しむ～観て楽しむ～
	12月16日～ 1月18日	乗ってみん？ローカル線の旅
	2月10日～ 3月15日	堂々川の四季～地域の自然と砂留を守ろう～
	3月17日～ 4月19日	ふくふく美味しい！ふくやまSUN

(2) 講演会（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	演題／講師	参加者数
北部 図書館	9月 5日	としょかndeZOO（としょかんでどうぶつえん） 萩原 慎太郎（福山市立動物園）	8人

開催館	開催日	演題／講師	参加者数
新市 図書館	10月27日	人生100年時代 私と本と音楽と 荻原 雅良（書店 Village Green Books 店主）	7人

(3) おはなし会（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
中央 図書館	8月8日	ドッキドキのおはなし会	児童	19人
	11月22日	I・L・Yでつながるおはなし会	児童	4人
	1月17日	びよびよ あかちゃん おはなしタイム	児童	11人
松永 図書館	8月1日	夏のこわ〜いおはなし会	児童	21人
	10月31日	のりもののおはなし会	児童	15人
	12月19日	うきうき冬のおはなし会	児童	11人
北部 図書館	8月8日	ぞくっと こわ〜いおはなし会	児童	10人
	11月14日	ワッハッハ 秋のおはなし会	児童	12人
東部 図書館	12月19日	冬のおはなし会	児童	20人
新市 図書館	12月5日	ふゆのおはなし会	児童	11人
かなべ 図書館	3月27日	うきうき！はるのおはなし会	児童	5人

(4) 工作教室（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
松永 図書館	8月22日	くるくるヘリコプターをつくろう！	児童	18人
北部 図書館	9月23日	毛糸で作る猫ポンポン	一般	7人
	12月16日	干支工作「新聞ちぎり絵」	一般	3人
沼隈 図書館	3月21日	いろを楽しむ糸かけチャーム	一般	10人
新市 図書館	9月25日	簡単に作れるマスクケース	一般	7人

(5) コンサート・演劇・ビデオ上映会など（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
北部 図書館	2月13日	ファミリー映画会「日本の昔ばなし」	—	12人

(6) 講座（コロナ対策のため人数制限をして実施）

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
中央 図書館	7月18日	読み聞かせ講座2020 おはなしだいすき	一般	15人
北部 図書館	7月18日	親子自由研究「図書館で学ぶ認知症～認知症 ってなあに～」	児童	8人
東部 図書館	8月3日	朗読会 アーノルドローベルの絵本の世界	一般	17人
	2月27日	動物園がやってくる	児童	29人
沼隈 図書館	8月9日	第5回 海と島のビジネスよろず相談会	一般	4人
	9月27日	第6回 海と島のビジネスよろず相談会	一般	4人

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
沼隈 図書館	10月25日	書いてみよう・ハングル書道	一般	7人

(7) その他の行事及び事業

開催館	開催日	タイトル	対象	参加者数
中央 図書館	10月27日～	あけてびっくり！図書館福袋	—	—
	12月19日	図書館ツアー	—	12人
松永 図書館	1月7日～	新春図書館福袋	—	—
北部 図書館	10月24日～	あけてびっくり 図書館福袋	—	—
東部 図書館	1月4日～	新年！あけてびっくり！！図書館福袋	—	—
新市 図書館	8月1日～ 8月31日	クイズ「どうかぞえる？」	児童	82人
	10月1日～ 10月4日	15周年記念 福袋	—	—
	10月7日～ 11月16日	15周年記念 本を読んで、備後でビンゴ！	—	31人

対象：児童（小学生以下が対象，保護者も含む），ヤング（中高生が対象，保護者も含む），  
一般（高校生以上が対象），—（全ての人が対象）

(8) 図書館見学（対象：市内の保育施設・幼稚園・小学校，単位：施設数）

区分 \ 館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
図書館見学	16	5	-	1	-	2	-	24

(9) 職場体験・インターンシップ（対象：小中高大学生の勤労体験学習，単位：学校数）

区分 \ 館名	中央 図書館	松永 図書館	北部 図書館	東部 図書館	沼隈 図書館	新市 図書館	かんなべ 図書館	合 計
職場体験・インターン シップ	2	1	1	2	1	1	1	9

## 16 図書館の刊行物

書名	発行年月
郷土資料目録	1974年(昭和49年)10月
〃	1994年(平成6年)3月
義倉文庫目録	2003年(平成15年)11月
宮澤文庫目録	2008年(平成20年)4月
あかちゃん・えほん・だいすき	2010年(平成22年)3月
福山市子ども読書活動推進計画	2010年(平成22年)8月
ようこそ本の森へ ～司書おすすめブックリスト 小学生版～	2013年(平成25年)11月
ラッキー!ラッキー!	2014年(平成26年)5月
おはなし きかせて ～司書おすすめブックリスト 読み聞かせ版～	2015年(平成27年)11月
福山市子ども読書活動推進計画 (第二次)	2016年(平成28年)11月
本の世界へ旅をする ～司書おすすめブックリスト 中高校生版～	2016年(平成28年)12月
ようこそ本の森へ ～司書おすすめブックリスト 小学生版～ (改訂版)	2017年(平成29年)8月

## 17 広報活動

- (1) 図書館のホームページに利用案内, 施設案内, 図書館カレンダー, 移動図書館巡回案内, 行事案内, 新着案内, 蔵書検索, 義倉文庫の紹介を掲載

<https://www.tosho.city.fukuyama.hiroshima.jp>

- (2) 「広報ふくやま」に図書館活動について随時掲載
- (3) 情報紙「びんまる」などに行事案内などの記事を掲載

- (4) 図書館だより等の発行

ア 図書館だより (月1回)

図書館活動の周知を図るために全図書館及び移動図書館の広報誌を発行

イ 青少年向け広報誌

青少年向けに読書の楽しさや新刊の案内をする広報誌を発行

「ヤング通信」年6回発行(中央図書館)

「まつながYoung通信」年4回発行(松永図書館)

「北部ヤング通信BOOK NEWS」年4回発行(北部図書館)

「YわいYわいCLUB」年3回発行(東部図書館)

「ぬまくまYOUNG通信」年2回発行(沼隈図書館)

「The Teens Letter」年2回発行(新市図書館)

「かんなべ ヤング タイムス」年3回発行(かんなべ図書館)

ウ 乳幼児・児童向け広報誌

おすすめの児童書，児童コーナーの展示，行事などを案内

「よんで・よんで」月1回発行（中央図書館）

「まつながわくわくだより」年3回発行（松永図書館）

「ほくほくだより」年6回発行（北部図書館）

「どの本よもうかな」年3回発行（東部図書館）

「子ども室だより」年3回発行（沼隈図書館）

「こどもの本ばこ」年2回発行（新市図書館）

「よもよも！」年3回発行（かんなべ図書館）

エ 郷土資料通信

「KASUMI」年4回発行（中央図書館）

(5) 「Facebook（フェイスブック）」に行事案内や図書館活動について随時掲載

○福山市図書館条例

昭和41年5月1日

条例第99号

改正 昭和45年4月1日条例第26号  
昭和48年6月29日条例第45号  
昭和53年3月30日条例第7号  
昭和58年12月13日条例第45号  
平成元年10月2日条例第40号  
平成9年12月22日条例第51号  
平成12年3月14日条例第14号  
平成16年12月20日条例第56号  
平成17年9月27日条例第41号  
平成17年12月20日条例第116号  
平成19年3月27日条例第6号  
平成19年12月21日条例第50号  
平成20年3月12日条例第6号  
平成22年12月24日条例第35号  
平成24年3月16日条例第7号  
平成26年3月25日条例第15号  
平成31年3月25日条例第12号  
令和2年6月22日条例第49号

(目的及び設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(一部改正〔昭和48年条例45号・53年7号〕)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は別表第1のとおりとする。

(一部改正〔平成16年条例56号〕)

(奉仕)

第3条 図書館は、おおむね次の各号に掲げる奉仕を行なう。

- (1) 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、市民の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の目録を整備すること。

- (3) 図書館資料について、その利用のための相談に応ずること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を開催するとともにその奨励を行なうこと。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (6) 学校、公民館等と緊密に連絡し、協力すること。

(開館時間及び休館日)

第3条の2 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(追加〔平成20年条例6号〕)

(入館の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、図書館への入館を拒み、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 図書館の建物、附属設備若しくは備付けの器具類等又は図書館資料を損傷するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (3) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (4) その他図書館の管理運営上支障がある者

(全部改正〔平成20年条例6号〕)

(図書館資料等の弁償)

第5条 図書館に設備している図書館資料等を亡失し、汚染し、き損し又は返却しなかった場合は、現品又は、図書館長の指示する代金をもって弁償させるものとする。ただし、図書館長において正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(集会室の使用許可)

第6条 福山市東部図書館の集会室（以下「集会室」という。）は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、第1条に規定する図書館の目的以外に使用することを許可することができる。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、図書館の管理上必要があるときは、条件を付けることができる。

(追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成20年条例6号〕、一部改正〔令和2年条例49号〕)

(使用許可の基準)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室の使用を許可しない。

- (1) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 建物、附属設備又は備付けの器具類等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他図書館の管理上支障があると認めるとき。

(追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成20年条例6号〕)

(使用料)

第8条 第6条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けて集会室を使用する場合の使用料は、別表第3のとおりとし、集会室の附属設備又は備付けの器具類等を使用する場合の使用料は、別に定める。

2 前項の使用料は、使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成20年条例6号〕）

（使用許可の取消等）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室の使用許可を取り消し、集会室の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用許可を受けた目的以外に集会室を使用し、又は使用許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により使用者が被る損害については、市はその賠償の責めを負わない。

（追加〔平成12年条例14号〕）

（図書館協議会）

第10条 法第14条第1項の規定に基づき、福山市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育委員会は、委員が在任中に第2項に規定する要件に該当しなくなったとき、又は特別の事情が生じたときは、その任期中であってもこれを解任することができる。

6 委員は、再任されることができる。

（追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成17年条例116号・24年7号〕）

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に教育委員会が定める。

（一部改正〔平成12年条例14号・17年116号〕）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月29日条例第45号）

この条例は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第7号）

1 この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

2 松永市立図書館附属施設使用条例（昭和30年松永市条例第3号）は、廃止する。

附 則（昭和58年12月13日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年10月2日条例第40号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成元年規則第49号により平成元年10月21日から施行）

附 則（平成9年12月22日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、改正後の福山市図書館条例第11条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

（平成12年規則第55号により平成12年7月3日から施行）

2 教育委員会は、福山市東部図書館の集会室の使用許可手続を、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成16年12月20日条例第56号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第2備考1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第41号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第116号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第50号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第31号により平成20年4月25日から施行）

附 則（平成20年3月12日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育委員会は、福山市中央図書館の集会室の使用の許可の手続を、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年12月24日条例第35号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に受けている第6条第1項の規定による許可に係る使用料については、当該許可に関する限りにおいて、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に受けている第6条第1項の規定による許可に係る使用料については、当該許可に関する限りにおいて、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月22日条例第49号）

この条例は、令和2年8月17日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

（全部改正〔昭和53年条例7号〕、一部改正〔昭和58年条例45号・平成元年40号・9年51号・12年14号・16年56号・17年41号・116号・19年6号・50号・20年6号〕）

名称	位置
福山市中央図書館	福山市霞町一丁目10番1号
福山市松永図書館	福山市松永町三丁目1番29号
福山市北部図書館	福山市駅家町大字近田60番地1
福山市東部図書館	福山市伊勢丘六丁目6番1号
福山市沼隈図書館	福山市沼隈町大字常石1810番地
福山市新市図書館	福山市新市町大字新市1061番地1
福山市神辺図書館	福山市神辺町大字川北1155番地1

別表第2（第3条の2関係）

（追加〔平成20年条例6号〕、一部改正〔平成22年条例35号〕、一部改正〔令和2年条例49号〕）

名称	開館時間	休館日
福山市中央図書館	午前10時から午後7時まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 館内整理日（1年につき12日を超えない範囲において教育委員会が定める日） (3) 特別整理期間（1年につき10日を超えない範囲において教育委員会が定める期間）
福山市松永図書館	午前10時から午後7時まで。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民	
福山市北部図書館	の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前10時から午後6時まで	
福山市東部図書館	午前10時から午後7時まで。ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は午前10時から午後6時までとし、集会室の開室時間は午前9時から午後10時まで	
福山市沼隈図書館	午前10時から午後7時まで。ただし、土曜日及び日曜日並びに休日	
福山市新市図書館 福山市神辺図書館	は、午前10時から午後6時まで	

別表第3（第8条関係）

（追加〔平成12年条例14号〕、一部改正〔平成16年条例56号・20年6号・26年15号・31年12号〕）

時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
名称	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
集会室	1,150円	1,720円	1,980円	2,610円	3,450円	4,330円

備考

- 1 申込使用時間を超過し、又は繰り上げて使用した場合は、超過し、又は繰り上げて使用した時間（端数がある場合は30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とみなす。以下同じ。）につき、この表に定める額の1時間当たりの額の130%に相当する額に、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間数を乗じて得た額を使用料の額とする。
- 2 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

○福山市図書館規則

平成20年3月26日

教育委員会規則第9号

改正 平成26年3月25日教育委員会規則第6号

平成31年3月26日教育委員会規則第5号

令和2年6月24日教育委員会規則第6号

福山市図書館規則（昭和45年教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 館内利用（第2条・第3条）

第3章 個人館外利用（第4条—第11条）

第4章 団体館外利用（第12条—第18条）

第5章 館外奉仕（第19条・第20条）

第6章 図書館資料の寄贈（第21条・第22条）

第7章 図書館資料の寄託（第23条・第24条）

第8章 集会室の使用（第25条—第31条）

第9章 職員（第32条—第37条）

第10章 雑則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、福山市図書館条例（昭和41年条例第99号。以下「条例」という。）の施行並びに同条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 館内利用

（利用の手続）

第2条 図書館内における図書館資料（条例第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）は、自由に利用することができる。ただし、閉架図書を利用しようとする者は、館内利用票を職員に提出し、これを借り受け、利用後は速やかに返納し、職員の確認を受けなければならない。

（利用の場所）

第3条 館長が特に指定した図書館資料は、職員の指示する場所で利用するものとする。

第3章 個人館外利用

（個人貸出しの範囲）

第4条 図書館資料（電子図書（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手

段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。第7条第2項及び第8条第1項において同じ。)を含む。第8条第2項及び第3項並びに第10条において同じ。)を個人で図書館外において利用すること(以下「個人館外利用」という。)ができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内の事業場、学校等に通勤し、又は通学している者
- (3) その他館長が適当と認める者

(一部改正〔令和2年教委規則6号〕)

(貸出券の交付)

第5条 個人館外利用をしようとする者は、貸出登録申込書を館長に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券の交付をする場合、館長が必要があると認めるときは、住所及び氏名を確認できる書類の提示を求めることができる。

3 貸出券は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出券の紛失)

第6条 貸出券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに館長に申し出なければならない。

- (1) 貸出券を紛失し、又はき損したとき。
- (2) 貸出登録申込書の内容を変更したとき。

2 館長は、前項第1号の申し出があった場合は、貸出券の再交付を行うものとする。

(個人貸出しの手続)

第7条 個人館外利用をしようとする者は、貸出券を提出し、図書館資料を借り受けなければならない。

2 電子図書の貸出手続については、教育長が別に定める。

(一部改正〔令和2年教委規則6号〕)

(個人貸出しの貸出点数及び貸出期間)

第8条 個人館外利用における図書館資料の貸出点数は、同時に1回10点以内とする。ただし、電子図書の貸出点数は、同時に1回2点以内とする。

2 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して14日間とする。

3 前項に規定する貸出期間終了後も、引き続き借り受けようとする者は、いったん図書館資料を返納し、再度貸出しの手続をとらなければならない。この場合において、再度の貸出しは1回に限るものとし、通算して28日間を超えて借り受けることができない。

4 館長が特に必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、貸出点数及び貸出期間を変更することができる。

(一部改正〔令和2年教委規則6号〕)

(図書館資料の返納)

第9条 個人館外利用における図書館資料を返納しようとする者は、職員の確認を受けなければならない。

(貸出禁止の図書館資料)

第10条 次に掲げる図書館資料は、個人館外利用をすることができない。

- (1) 貴重図書、辞書、辞典、法帳、目録及び郷土資料
- (2) 寄託図書
- (3) その他館長が特に指定したもの

(貸出しの停止等)

第11条 館長は、第8条に規定する貸出期間内に返納しない者又は条例及びこの規則の規定に違反した者に対し、相当の期間貸出しを停止し、又は許可しないことができる。

#### 第4章 団体館外利用

(団体貸出しの範囲)

第12条 図書館資料を団体で図書館外において利用すること（以下「団体館外利用」という。）ができるものは、市内の学校、地域団体、職場団体、社会教育団体その他の団体（以下「団体」という。）で館長が適当と認めるものとする。

(団体貸出しの登録手続及び貸出券の交付)

第13条 団体館外利用をしようとする団体の責任者は、団体貸出登録申込書を提出し、館長の承認を受け、年間利用の登録をするとともに、貸出券の交付を受けなければならない。

- 2 貸出券の交付をする場合、館長が必要があると認めるときは、住所及び氏名を確認できる書類の提示を求めることができる。
- 3 貸出券の交付を受けたものは、団体貸出登録申込書の内容を変更したときは、速やかに館長に申し出なければならない。
- 4 館長は、前項の申し出があった場合は、貸出券の再交付を行うものとする。

(団体貸出しの手続)

第14条 団体館外利用をしようとする者は、貸出券を提出し、図書館資料を借り受けなければならない。

(団体貸出しの貸出点数及び貸出期間)

第15条 団体館外利用における図書館資料の貸出点数は、同時に1回250点以内とする。

- 2 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から起算して2月間とする。
- 3 館長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、貸出点数及び貸出期間を変更することができる。

(図書館資料の返納)

第16条 団体館外利用における図書館資料を返納しようとする者は、図書館資料利用状況報告書を館長に提出し、職員の確認を受けなければならない。

(貸出禁止の図書館資料)

第17条 団体館外利用における貸出禁止の図書館資料については、第10条の規定を準用する。

(貸出しの停止等)

第18条 館長は、第15条に規定する貸出期間内に返納しない団体又は条例及びこの規則の規定に違反した団体に対し、相当の期間貸出しを停止し、又は許可しないことができる。

#### 第5章 館外奉仕

(移動図書館による貸出し)

第19条 館外奉仕活動は、移動図書館車により、図書館資料を広く市民の利用に供するものとする。

(移動図書館貸出しの取扱い)

第20条 移動図書館車による図書館資料の貸出期間については、第3章及び前章の規定にかかわらず、貸出日から次の巡回日までとする。

#### 第6章 図書館資料の寄贈

(寄贈)

第21条 図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈申込書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、寄贈の図書館資料を受けとったときは、寄附受納通知書を寄贈者に交付するものとする。

(寄贈に係る経費)

第22条 図書館資料の寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、教育長が別に定める場合は、この限りでない。

#### 第7章 図書館資料の寄託

(寄託)

第23条 図書館資料を寄託しようとする者は、図書館資料寄託申込書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、寄託の図書館資料を受けとったときは、受託証を寄託者に交付するものとする。

(寄託に係る経費)

第24条 図書館資料の寄託に要する経費については、第22条の規定を準用する。

#### 第8章 集会室の使用

(使用許可の申請)

第25条 条例第6条第1項の規定により、集会室の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、集会室使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。）の前1月に当たる日から使用予定日の前日まで（福山市東部図書館の休館日を除く。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔令和2年教委規則6号〕)

(使用許可書の交付)

第26条 教育委員会は、使用許可申請書を受理し、適当と認めるときは、集会室の使用を許可し、集会室使用許可書（以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（申請の変更又は取消し）

第27条 集会室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更し、又は取消ししようとするときは、直ちに使用許可変更（取消）申請書に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用時間）

第28条 条例別表第3に定める使用時間帯には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

（附属設備等の使用料）

第29条 集会室の附属設備及び備付けの器具類等の使用料は、別表に定めるとおりとする。

（使用料の減免）

第30条 条例第8条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する行事のために使用するとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、集会室使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第31条 条例第8条第4項の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、集会室使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

## 第9章 職員

（職員）

第32条 図書館法（昭和25年法律第118号）第13条の規定に基づき図書館に館長、司書、主事、技術員その他の職員を置く。

2 前項に定める者のほか、福山市中央図書館に主幹、副館長及び担当次長を置く。

3 特別の事情があるときは、前2項に掲げる職員（館長を除く。）を置かないことができる。

（館長）

第33条 福山市中央図書館の館長（以下「中央図書館長」という。）は、教育長の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（主幹）

第34条 主幹は、上司の命を受け、特命事項を整理する。

(副館長)

第35条 副館長は、中央図書館長を補佐し、中央図書館長に事故あるときは、その職務を代理する。

(中央図書館以外の館長)

第36条 福山市中央図書館以外の図書館の館長は、上司の命を受け、所管事務を管掌し、所属職員を指揮監督する。

(担当次長)

第37条 担当次長は、上司の命を受け、事務を処理する。

## 第10章 雑則

(書類の様式)

第38条 第2条の館内利用票その他のこの規則に規定する書類は、教育長が別に定める様式による。

(委任)

第39条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日教委規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月24日教委規則第6号)

この規則は、令和2年7月15日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、令和2年8月17日から施行する。

別表 (第29条関係)

(一部改正 [平成26年教委規則6号・31年5号])

### 1 冷暖房装置使用料

使用区分	使用料
集会室	310円

備考 使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)当たりの金額とする。

### 2 附属設備及び備付けの器具類等使用料

	品目	単位	使用料	備考
音響設備	拡声装置	1式	1,030円	マイク1本付き
	カセット・CD・MDデッキ	1台	510円	
	マイク	1本	510円	
その他の	ビデオプロジェクター	1台	1,560円	ビデオ/DVD

設備				デッキ付
	持込電源	1kW	100円	

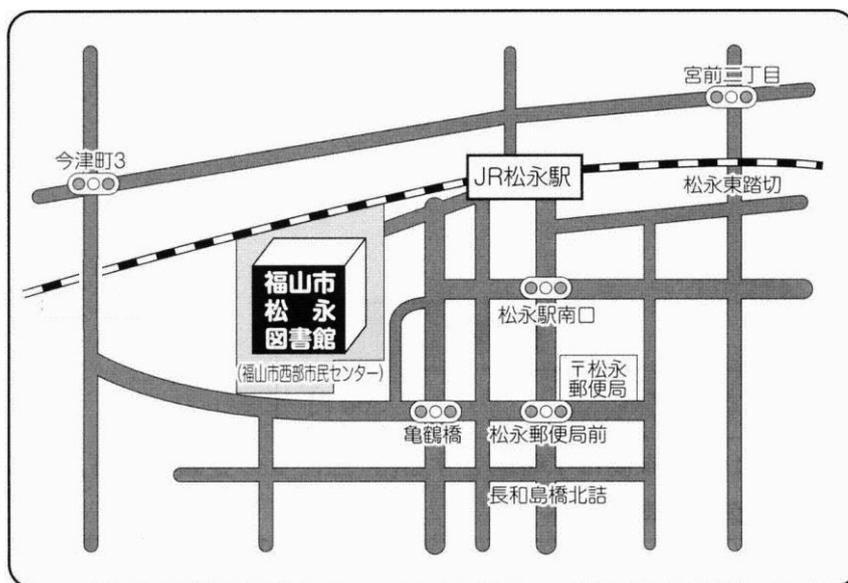
備考 使用料は、1回当たりの使用料とし、条例別表第3に規定する午前、午後又は夜間の時間区分をもってそれぞれ1回とする。ただし、持込電源については、使用電力量の実績による。

## 図書館への案内図

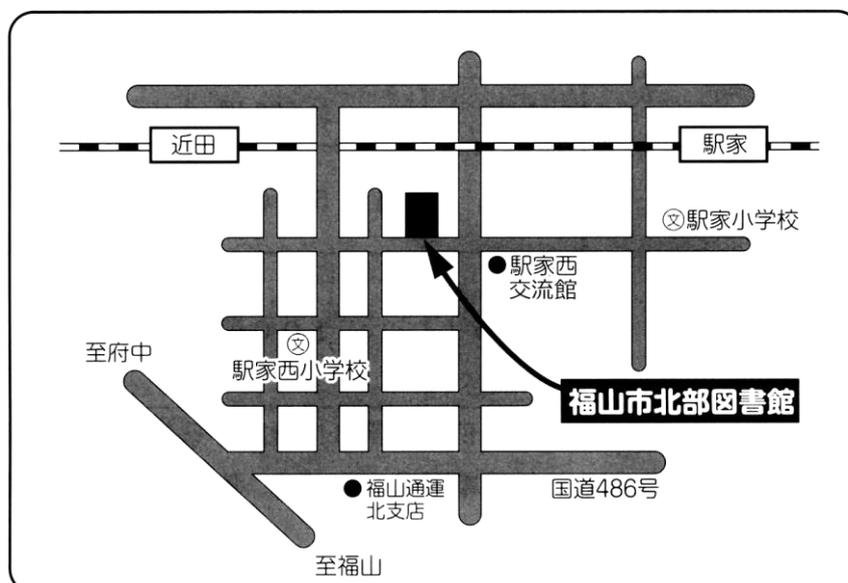
### ●福山市中央図書館



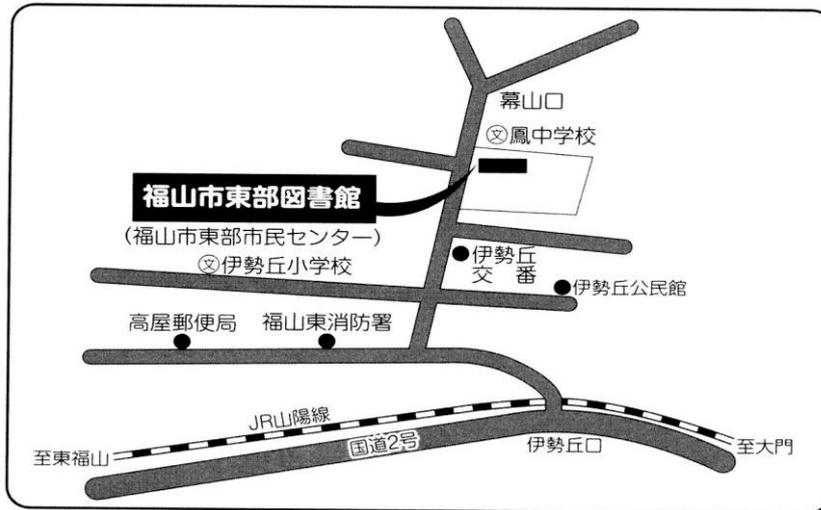
### ●福山市松永図書館



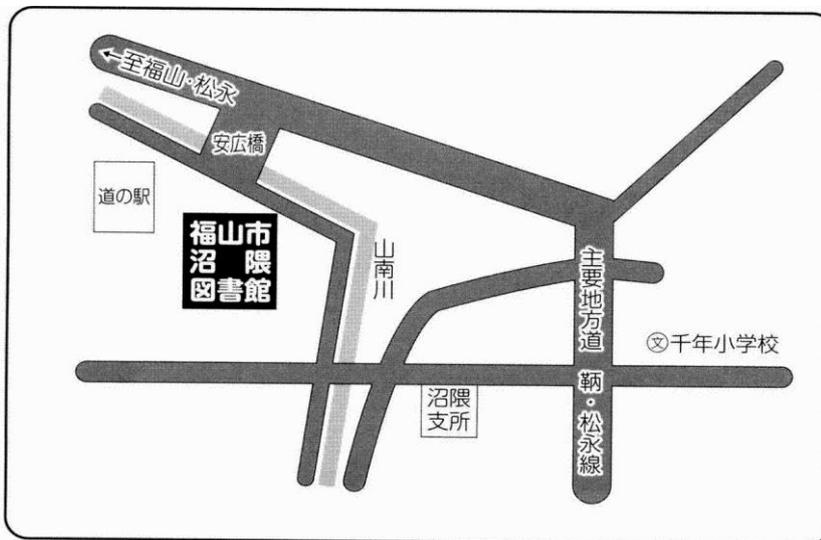
### ●福山市北部図書館



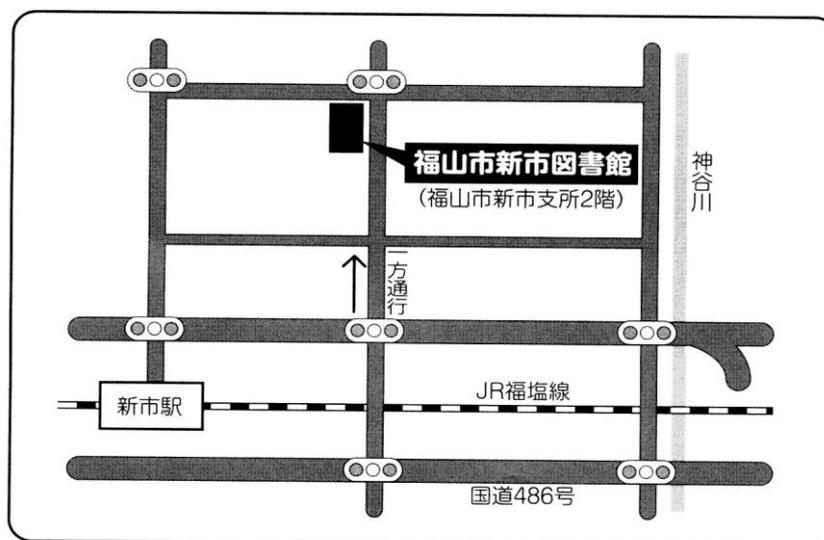
●福山市東部図書館



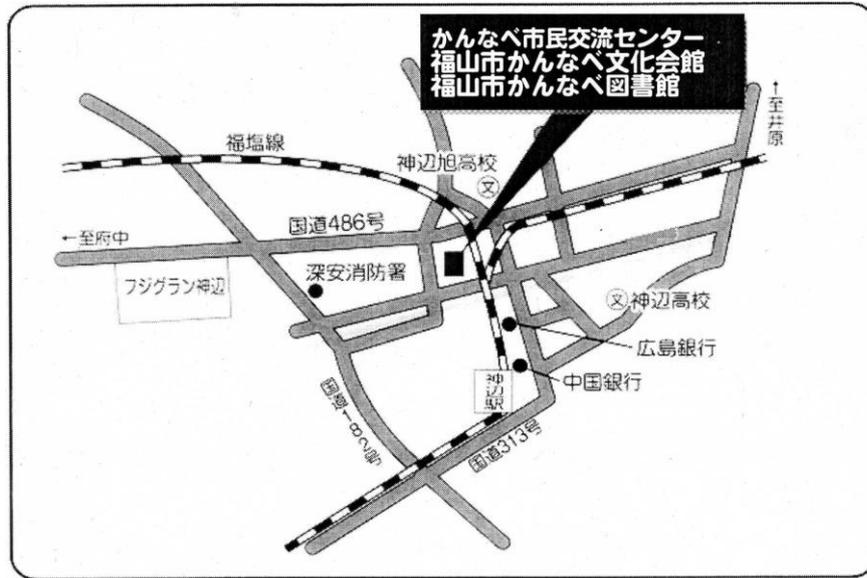
●福山市沼隈図書館



●福山市新市図書館



●福山市かなべ図書館



## 図書館キャラクター

2013年(平成25年)の子ども議会の提案により、2014年(平成26年)7月に小・中学生から公募し、2015年(平成27年)2月に決定しました。



最優秀賞  
としよ子



中央図書館賞  
ぶっくん



松永図書館賞  
リブローズちゃん



北部図書館賞  
ブックマン



東部図書館賞  
ブックボン



沼隈図書館賞  
ぶっくん



新市図書館賞  
ぶっくろうさん



かなべ図書館賞  
ホン・ダーナ

### 福山市図書館要覧

2021年度(令和3年度)

発行 2021年(令和3年)8月

発行者 福山市中央図書館  
福山市霞町一丁目10番1号  
084-932-7222